

## 関連会社の会計方針の統一

### 論点の整理（要約）

論点		内容
論点 1	会計方針の統一の方向性（当面の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一を求める場合に問題となる点は何か</li> <li>・ 当面の取扱いの必要性</li> </ul>
論点 2	関連会社の会計方針の統一を求めるとした場合、現在の取扱いのどこを改訂する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結原則、持分法指針の取扱いについて、改訂する必要があるか</li> <li>・ 子会社の会計方針の統一にかかる2つの指針について、従来と同様に、関連会社でも準用するということがよいか</li> <li>・ 今回公表する実務対応報告の中には、どのような定めを盛り込むべきか</li> </ul>
論点 3	関連会社における「同一の環境下で行われた同一の性質の取引等」の識別は、子会社の定めと同様の考え方でよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「同一の環境下で行われた同一の性質の取引等」の識別は、子会社の定めの中では具体的な取扱いが示されているが、関連会社においてもこの取扱いをそのまま使用できるか。</li> <li>・ 関連会社についての別途の考え方を示す必要があるか。</li> </ul>
論点 4	統一しない合理的な理由について、子会社とは別途の定めを設ける必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一しない合理的な理由については、子会社の定めの中では具体的な例示が示されているが、関連会社においても何らかの例示を示すか。</li> <li>・ 当面の取扱いとして、関連会社についての何らかの定めを示す必要があるか。</li> </ul>
論点 5	重要性について、子会社とは別途の定めを設ける必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要性については、子会社の定めの中で考え方が示されているが、関連会社においてもこの考え方をそのまま使用できるか。</li> <li>・ 関連会社について、何らかの考え方を示す必要があるか。</li> </ul>
論点 6	在外関連会社の取扱いについて、子会社とは別途の定めを設ける必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来どおり、在外子会社の定めを関連会社にも準用することでどうか。</li> <li>・ 当面の取扱いとして、関連会社についての何らかの定めを示す必要があるか。</li> </ul>
論点 7	適用時の問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計方針の統一を行う際の影響額の表示方法</li> <li>・ 会計方針の統一を行う際の影響額の算定期間</li> <li>・ 会計方針の統一を行う際の影響額の算定方法</li> </ul>